

5 類感染症への移行に伴う対応方針

資料 2

事項	内容	現在（～5/7）	移行後（5/8～）
感染状況把握	全数把握（医療機関が発生届提出とあわせ感染者数を報告）	<ul style="list-style-type: none"> HER-SYSにより年代別陽性者数を毎日把握・公表 	<ul style="list-style-type: none"> 定点医療機関（39医療機関）において年代別陽性者数を週1回把握・公表
総合相談センター	受診相談（発熱等の受診先案内）	<ul style="list-style-type: none"> 受診相談に24時間対応（委託業務） 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 新型コロナ総合相談センター 0570-051-280 </div>
	自宅療養者の健康観察	<ul style="list-style-type: none"> 発生届対象者（65歳以上などハイリスク者）に連絡し体調確認 	<ul style="list-style-type: none"> 終了
	陽性者の体調急変時の相談（オンライン診療、入院調整等）	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談センターにおいて健康観察業務の中で対応 夜間は各保健所が対応 	<ul style="list-style-type: none"> 受診相談業務の中で24時間対応 保健所の相談対応も継続
	自己検査による陽性者の登録	<ul style="list-style-type: none"> ホテル療養希望の場合などに陽性者登録の受付 	<ul style="list-style-type: none"> 終了
	自宅療養者への配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> 配食サービス希望の受付 	<ul style="list-style-type: none"> 終了
	パルスオキシメーター貸与	<ul style="list-style-type: none"> 重症化リスク者に貸し出し 	<ul style="list-style-type: none"> 終了

事項	内容	現在（～5/7）	移行後（5/8～）
外来医療体制	コロナを含めた発熱患者の診療・検査に対応する体制を確保	<ul style="list-style-type: none"> 診療・検査医療機関として内科・小児科の8割に当たる337医療機関を確保・公表 このうち、かかりつけ患者の診療に限定しているのは217医療機関 医療費は公費負担（初診料等を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の337医療機関において受入れ患者を限定せず診療する形に移行を目指す。あわせて新たな医療機関での対応を働きかけ 医療機関の公表を継続 外来医療費は自己負担（コロナ治療薬を除く。）
入院医療体制	各医療機関にコロナ病床確保とともに入院受入れを要請	<ul style="list-style-type: none"> 36医療機関において405床（さらに臨時病床100床）確保 病床確保料を補助 入院医療費は全額公費負担 	<ul style="list-style-type: none"> 入院を要する受診患者のコロナ陽性が判明した場合には、自院受入れを基本とする形に移行 ただし、重症、小児、周産期等の病床を引き続き確保し、入院受入れ 入院医療費は自己負担（激変緩和のための減額措置あり）
入院調整	病床を確保している医療機関へ入院受入れ要請	<ul style="list-style-type: none"> 8波において医療機関間で入院調整（行政による調整は全体の1割未満） 日々の空床情報を医療機関に提供 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関間での入院調整 高齢者施設のクラスター発生など入院患者が多数となる場合、保健所が入院調整 空床情報はG-MISを活用

事項	内容	現在（～5/7）	移行後（5/8～）
宿泊療養ホテル	自宅で隔離が難しく家族への感染リスクがある場合など、ホテルを利用し療養	<ul style="list-style-type: none"> 最大575室 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
検査体制	行政検査	<ul style="list-style-type: none"> 有症状者等の検査費用を公費負担 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設等での陽性者発生時の入所者等への検査や従事者の集中的検査のみ公費負担を継続
	無料検査（感染の不安がある無症状者対象）	<ul style="list-style-type: none"> 178か所の拠点で抗原検査を実施 R5年4月以降休止中 	<ul style="list-style-type: none"> 終了
高齢者施設等	往診等、患者対応	<ul style="list-style-type: none"> 嘱託医や協力医療機関による医療 必要に応じ往診医療機関を調整（52医療機関） 	<ul style="list-style-type: none"> 継続
	クラスター対応	<ul style="list-style-type: none"> 入所者等への検査を実施 施設に対しかかり増しとなる経費を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 継続（保健所にて相談対応）
飲食店第三者認証制度	感染対策の基準を満たす飲食店を認証	<ul style="list-style-type: none"> 3月13日からマスク着用の基準緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止

事項	内容	現在（～5/7）	移行後（5/8～）
ワクチン接種	全額公費負担で接種	<ul style="list-style-type: none"> 公費負担を継続（R6.3.31まで） 	<ul style="list-style-type: none"> 全年代を対象にR5年秋冬に接種 65歳以上の方など重症化リスクの高い方を対象にR5年春夏に接種 ※ 1・2回目接種、小児接種は継続
	副反応等相談センター	<ul style="list-style-type: none"> 副反応等医学的知見を要する相談に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 継続
県民への要請	外出自粛要請	<ul style="list-style-type: none"> 陽性者 発症の翌日から7日間 濃厚接触者 最終接触日の翌日から5日間 	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づく要請は終了 療養期間の目安は発症翌日から5日間経過かつ症状軽快から24時間
	レベル分類に応じた注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> 病床利用率等に基づき警報・注意報等を発令 	<ul style="list-style-type: none"> 終了 （インフルエンザ同様に、今後国から基準が示された場合は適用）
	県民行動指針	<ul style="list-style-type: none"> 県民行動指針に基づく感染対策を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止 自主的な感染対策を行うための情報提供を実施

事項	内容	現在（～5/7）	移行後（5/8～）
事業者への要請	業種別ガイドライン	・業種別ガイドラインにより、感染対策の実施を依頼	・廃止 ・自主的な感染対策を行うための情報提供を実施
	イベント開催制限	・5000人以上の室内イベントは人数上限あり（ただし、安全計画提出時は収容定員の100%）	・終了
	感染防止徹底宣言ステッカー	・県内18,491事業所が掲示	・廃止
学校	出席停止期間	・治癒するまで（発症の翌日から7日間）	・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
その他	対策本部会議	・府対策本部会議の設置に合わせ、県対策本部会議を設置	・廃止
	県庁横断幕	・県庁前に横断幕を掲出（R2.4.27～）	・掲出終了

体調管理や手洗いを日常の生活習慣にしていきましょう

○体調管理

- ・体調がすぐれないときは、早期に医療機関を受診
- ・陽性の場合、発症翌日から5日間経過かつ症状軽快後24時間は自宅で療養
- ・10日経過するまでは、マスクを着用し、重症化リスクのある方との接触は控える

○手洗い等の手指衛生

- ・帰宅時などにはまず手洗い

○換気

- ・定期的に窓を開けるなど、換気を実施

○咳エチケットとその場に応じたマスクの着用

- ・医療機関受診時など、マスク着用を求められる場面では協力
- ・症状のある方などがやむを得ず外出する場合は、マスク着用